

決算審査特別委員会

平成19年9月13日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 川 靖 広

委 員 長

里 川 宜志子

副 委 員 長

辻 善 次

出 席 委 員

吉 野 俊 明

伴 吉 晴

紀 良 治

西 谷 剛 周

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

芳 村 是

教 育 長

栗 本 裕 美

総 務 部 長

池 田 善 紀

総 務 課 長

清 水 建 也

総 務 課 参 事

吉 田 昌 敬

企画財政課長

西 卷 昭 男

税 務 課 長

山 崎 善 之

住民生活部長

西 本 喜 一

福 祉 課 長

西 川 肇

健康推進課長

植 村 俊 彦

環 境 対 策 課 長

乾 善 亮

住 民 課 長

清 水 昭 男

都 市 建 設 部 長

藤 本 宗 司

建 設 課 長

加 藤 保 幸

観 光 産 業 課 長

佃 田 眞 規

都市整備課長

藤 川 岳 志

都 市 整 備 課 参 事

今 西 弘 至

教委総務課長

野 崎 一 也

生 涯 学 習 課 長

清 水 修 一

上下水道部長

谷 口 裕 司

上 水 道 課 長

植 嶋 滋 継

会計管理者

浦 口 隆

会 計 室 長

清 水 孝 悦

監査委員書記

佐 藤 滋 生

議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係 長 峯川敏明

(午前 9時00分 開会)

○里川委員長 皆さんおはようございます。

それでは、時間がまいりましたので、11日に引き続きまして、決算審査の委員会を再開させていただきます。

本日は認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入らせていただきます。

説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第6号

平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、失礼して座って御説明させていただきます。

公共下水道事業につきましては、生活環境の改善と、公共用水域の水質保全を目的に、整備区域の拡大等、供用開始区域の水洗化促進に努めているところでございます。

それでは、平成18年度の公共下水道事業の決算状況につきまして、御説明させていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書の367ページをお願いいたします。

歳入歳出決算額は歳入総額16億6,379万4,000円、歳出総額16億3,979万4,000円であり、歳入歳出差引額2,400万円でございますが、翌年度へ繰越すべき財源が2,400万円でありますことから、差し引いた実質収支は0となります。第1表にありますように、翌年度繰越額は3億4,800万円で、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源は2,400万円でございます。

次に、368ページをお願いいたします。

第2表の歳入決算の内訳でございますが、分担金及び負担金では供用開始による下水道接続申請に伴い、下水道事業加入負担金で6,170万円、使用料及び手数料で3,600万6,000円となりました。国庫支出金につきましては、前年度より1億9,805万円減少の5億1,880万円、繰入金では前年度より4,018万1,000円増額の3億4,127万2,000円となっております。町債では、前年度より573万円減少の6億7,270万円でございます。主な増減の理由といたしましては、工事入札に伴う執行残を繰越明許事業として執行したためでございます。

次に、369ページ、歳出決算でございます。

公共下水道費につきましては、前年度より1億9,301万8,000円減少の12億3,077万8,000円、流域下水道費は前年度より3,663万円減少の9,431万3,000円、公債費では前年度より2,172万5,000円増加の3億1,470万3,000円でございます。

次に、各科目別に御説明申し上げます。

まず、370ページでお願いいたします。

第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費でございます。決算額3,409万5,379円で執行率98.4%となります。歳出の主なものは人件費にかかるものでございます。また、供用開始についてでございますが、当該年度に617件の下水道接続申請をいただき順調に進んでいるものと考えております。なお、接続の支援策としての融資あっせん、利子補給の利用は10件ございました。

次に、371ページをお願いいたします。

第2目施設管理費の決算額は2,111万3,373円であり、執行率97.6%となっております。主なものといたしまして、公共下水道の維持管理として1,407万8,373円の支出しておりますが、これは下水道使用に伴う流域下水道への処理費用であり、一般排水で1立方メートル当たり消費税抜きで56円でございます。

次に、372ページをお願いいたします。

第2項下水道新設改良費、第1目管きよ等新設改良費では11億7,556万8,748円でございます。前年度より2億764万3,774円に減少となりますが、これは工事入札の執行に伴う工事請負費の減少で、減少分につきましては、繰越明許事業として、次年度に予定いたしておりました龍田西3丁目地内の整備を前倒しし発注いたし

ております。

また、平成18年度では服部1丁目、小吉田1丁目、法隆寺西2丁目、五百井1丁目、法隆寺西1丁目、興留1丁目、興留9丁目地内の整備を行い、整備済面積は118ヘクタールとなりました。なお、3カ年継続事業として、主要な幹線であります神南污水幹線と龍田西污水幹線の工事を平成18年度に発注し着手いたしており、現在、両幹線工事とも順調に作業が進められております。

次に、373ページにあります不用浄化槽の雨水貯留施設転用に対する支援につきましては、9件となりました。

次に、374ページをお願いいたします。

第2款流域下水道費では9,431万3,000円であり、これは県事業に対して市町村負担割合に応じて支出するもので、大和川上流流域下水道事業費が当初より減少となったことから執行率95.8%となっております。

次に、375ページ、第3款公債費、第1項公債費の第1目元金では、1億7,369万6,322円、第2目利子では1億4,100万7,039円でございます。平成18年度末の起債残高は前年度末より4億9,900万4,000円増加の63億7,873万9,000円となっております。なお、今後も下水道事業を着実に進め、普及率の向上並びに接続率の向上を図るとともに、啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、何とぞ原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。

○里川委員長 ただいま公共下水道事業特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしてまいります。

西谷委員。

○西谷委員 ちょっと全般的なところで、どうしても幾ら聞いても合点がいけないのでお尋ねしたいんですが。下水道加入負担金の10万円についてなんですが、公共下水道事業費というのは、他の公共事業同様、国の補助金とか、町の起債、町の一般財源を投入して行われているのですが、なぜその公共事業である下水道事業に町民が一般財源の一部を負担しなければならないのかということなんですが、町民の皆さん、既に異口同音

に言われるのが、この関係なんですよ。今まで箱ものとか、いろいろなものについても、ちゃんと一般財源の一部を町民負担したことないと、実際には受益者負担という部分については、当然、使用料とか、その建物を使用される分については払っているが、後は我々が固定資産税や、所得税や、住民税やという形で払っている分の中で当然できるんやないのかなということを言われるんで、この辺の部分で明解に町民にもわかるように、わかりやすい言葉でちょっと説明していただけますか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 この公共下水道加入負担金でございます。基本的な考え方につきましては、公共事業と申しますと、やはり財源は税金で頼っているというような状況でございますが、事業によりましては特定の住民に、先ほど委員もおっしゃったように、特定の施設を利用されると、施設を利用されるという見解に立っていただければいいと思います。そして、排出責任ですね、そういったことにも着目していただきまして、そういうような形で利益を受ける住民が特定されると、その利益の範囲で事業費の一部を御負担いただいて、負担の公平ですね、それを図ろうというのが負担金の基本的な考え方でございます。実際、この公共下水道につきましては、負担金制度が多く採用されております。全国的にも多くされておりますのは、やはり公共下水道が整備されることによりまして、特定の地域に対して環境が改善され、未整備区域に比べて利便性とか、快適性が著しく向上するといった観点から、当町でもそういう趣旨にのっとり、基本的に加入負担制度を採用しておるといふふうなところでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今言われたのは特定の施設を利用するという考え方に立って、実際それをすることによって利便がある、あるいは利益を受けるという考え方、それはわかるんですわ。それはそうやけど受益者負担とかいう形で、実際に下水道やったら、その排水整備工事を住民、20万円から100万円ぐらいをかけて排水整備工事を自己負担するとか、毎月の下水道料金支払うということで、受益者負担というのはそれで利益を得る分に対する代償として、それで支払っているんやないかなというのは素朴に思うんですが、その辺はどうですか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 やはり使用料とかにつきましては、やはりこれは利用される方が応

益に負担する、要するにこれは排出責任に基づいて支払っていただくということになります。しかし、その加入負担金につきましては、やはり整備ができていない区域と、整備ができておらない区域、もしくは整備ができない区域というようなことから、やはりすべてがそれぞれ税金で賄うということはできませんので、そういったバランスをとるために、加入負担金を負担していただく、今まで建設した財源の一部を御負担いただくというような観点で考えていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今の話ですと、そしたら利益を得ることになると、それはある意味で、持ち家の人であろうが、賃貸マンションであろうかというのは同じやと思うんですが、利益を得るという対象ですね、その考え方は、私はつなぐことによって利益を得るのは、それを利用される方が利益を得ると思うんです。その考え方についてはどうですか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 やはりそういった形で本来の考え方、今おっしゃっているようにつないだ方がやはりそういう汚水処理に対して利益を得ておるという観点に立っていただければいいと思うんです。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今の部長の中で、利益を得る人が、つながれたら利益を得るという形になってくると、多分、この下水道加入負担金の10万円というのは、戸建てが10万円、マンションについては、1棟につき10万円、それで、当然、マンションというのは、購入されている方の分については1棟10万円、賃貸のアパートやマンションについては、当然、それはもう所有者が10万円払うということになってきますと、今、部長が言われた下水道つないで利用された人が利益を得るという観点からしたら、この10万円というのはどうも矛盾しているの違いますか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 もともとこの算出の根拠と言いますのは、面的な整備費用から算出しております。そうしたことから、今、委員おっしゃっているような形で、戸建住宅、棟建マンション、分譲のマンション、戸建のアパート、マンション系ですね、そういった立体系に対する負担に関しては、一つの敷地内に立体が建つとというような形で、実際1棟でつないでいただければ、それぞれの住民さんが排出の責任はそれで利益が得

られるというふうな最終の責任をクリアできるといった形で考えていただければいいか
と思います。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 結局ね、その辺がどうも私は、どう考えても、理にかのてないやないかなど
いうふうに思うんです。そこで、そうしたら下水道加入負担金の10万円という、10
万円を設定された積算根拠ですね、その辺のところをちょっと、どういう形でこれ10
万円になっているのかというのを教えていただけますか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 今までにもいろいろ資料として提示させていただきました中で、負
担金の考え方といたしまして、説明もさせていただいたと思います。それを改め再度も
う一遍繰り返した形で説明をさせていただきますが、平成3年から平成13年度までの
事業費ですね、その中で一般財源と、そして流域下水道の建設負担金に要した一般財源
その2分の1を負担を願うというような観点から、総事業費は81億9,000万円、
大方82億円ございますが、うち一般財源は7億7,000万円ございます。それに対
して、整備できました敷地、整備面積ですね、割り戻した中で、平米当たりの単価を出
したと。それに対して、斑鳩町の平均住宅面積をかけまして、1戸当たり10万円とい
った負担額を算出したというところがございます。細かい数字につきましては、細かい
数字も必要ですか。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 結局、今、僕も聞いて、82億円のうちの一般財源7億7,000万円とい
うのやけど、実際にその根拠はと言うたら、今言われたように82億円というのは、平
成3年から13年までの事業費、一般財源分やと。住民からしたら、素朴に、何で平成
3年から13年までというのは、もう事業が終わって支払も済んだんですよと、その
部分を何で町民が持たんなんですか。もう支払が終わっているやないですかというのが、
住民の考えなんですけど、どうですか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 これはあくまでも平成3年から公共下水道事業は着手されました。
そして、平成14年にほぼ1年かけて議会の方に御相談かけて、条例等、負担金と料金
等御相談かけて、最終14年12月議決いただいて条例化されたというような経緯がご

ざいます。そうした中で、その整備に要した費用、その実績は平成3年から平成13年までを参考にいたしまして、費用を算出しておりますので、実際、現実に要した費用を算定根拠にしたということで御理解いただきたいと思います。

また、加入金、受益者負担金ですね、基本的には、大体実際に、例えば平米当たり幾らになるのか、いろいろな算出の仕方はございますけれども、実績で算出するというのが算定の仕方の基本になっておるといふことで御理解いただきたいと思います。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 結局、今の話をずうっと聞いて、僕も後からいろいろ調べる中で思ったんですけど、先に負担金の10万円があって、それに近づけるような数値を算出するために平成3年から13年の事業費の分をしたんかなという部分を思うのと。それと、実際に聞いて、どうしても住民の方で、町は少なくとも下水道本管工事から公共枡までは、町が責任を持って施工管理しますということで説明された。町民の皆さんは、公共枡へつなぐ各家庭の排水を一本化する、排水設備工事と、それと下水道の引き継ぎの下水道使用料を払ってくださいということで説明された。実際にそういうこと説明されているにもかかわらず、結局、いざ工事が始まった下水道加入負担金10万円という形になるので、住民の方からしたら、いや本管から公共枡まではちゃんと町が施工するというたん違いますの、私らは排水設備工事、それと、毎月の下水道料金払いますよ、そんならこの10万円は何なんですかというのが住民の素朴な疑問なんです。だから、私自身も、そのことにかかわっていろいろなことを聞きながら、実際に自分もいろいろな想定し、あるいは地域周辺の町村調べる中でおかしいなということで、とってるとこない、とってないところもある、実際のところを調べてみる中で、住民が素朴に思うことについて、やっぱり住民が言うているように、町が公共枡まで施工管理するという形になったら、そのとおりしたらいいんかなというのを思うわけですよ。だから、それからいうと、そういう観点でもう一遍言いますと、例えば、町が今言っているのは下水道条例の中でも、公共枡までは町がやりますと言いながら、下水利用料なんかで公共枡が例えば二つ敷地につけんなんいう場合には、もう一つお金を払ってもらいますよとか、町の住民の説明姿勢、下水道の条例の内容というの、私はマッチしてないんじゃないかなというふうに思う。実際に、戸建ての人が10万円。あるいは先ほど立体的なものについてはと云われましたけれども、以前に私自身が、下水道課、オンブズマン代表で出てきて、メンバーの方

と出向いて、ちょっとこの下水道の加入負担金のことについて、あるいは下水事業について尋ねたときと、若干聞いた説明が、この間の一般質問でもしましたように若干かかっています。前も言いましたように、以前の中では、町の指定の排水設備業者について、トラブルになったらどうなんですかということを知ったら、いやそれはトラブルは業者とのトラブルについては、それは町が関与することやのうて、それは発注された住民の方と業者の中で解決してもらわねらん問題やということでは言われましたし、例えば加入負担金の10万円について、こんなマンションと一戸建てというの、こんな金額が違うのおかしいの違いますかということを知ると、いや、一戸建てについては、そこ一軒家建ててずうっと工事をして、そこまで管を引いていかんなんと、ただマンションについては、1個入れることによって、一遍に通るという形になって、非常に効率がいいんやということでおっしゃいました。でもそれは今、部長が言われている説明と、若干そのニュアンスが違ってきます。

私自身は、下水道そのものの目的が、やっぱり竜田川とか、大和川の水質、あるいは環境整備やそういうことになってきたら、できるだけやっぱり住民の皆さんが、下水道につないでもらいやすい環境をつくるのが大事になってくると思うんです。この中では、やっぱりこういう理に合わんような、僕からしたらですよ。理に合わんような下水道の加入負担金みたいなものを廃止したらええん違うかなと。もう素朴に思うし、住民皆さんも、その辺のもやもやとした感じが、町内歩いてみて、思っておられる環境なんですよ。だから、やっぱり町の姿勢そのものは、若干私は、これは私の考え過ぎなのかもわかりませんが、下水道の問題を我々の斑鳩オンブズマンが取り上げ、その中で活動する中で、若干町の内容、あるいは説明がかわってきたん違うかなというふうに思うんですが、その辺のところちょっとお答え願えますか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 西谷委員おっしゃるのは、平成14年12月に条例化をして、平成3年か4年ぐらいに、当時、中川議員が、中川雅司議員が、阿波、あるいはそういう地域が下水道が入ってくると、そうしたらその負担金をどうしていくんだということから、負担金の問題というのは、そこで議論をしているんです。そしていろいろと議論をおこした中で、最終的にはやっぱり調整区域の問題等、いろいろとこれからやっぱりもう少し検討しなきゃいけないということで、一応、頓挫をしたことがございます。しかし、住民に

はそういうことをあらかじめ知っていただくということで、また議会で平成10年ぐら
いからぼちぼちとこういう議論が出てまいって、審議をしてきて、最終的にやっぱり負
担金として10万円と、当初は平米面積かけてなんぼということだった、それは難しい。
生駒市あたりがそういうこともあるけど、なかなかそういうのは取りにくいと。やっぱ
り駐車場もあるし、そういうことについてはなかなか難しい問題だから、1戸につきな
んぼということで、一応、決めていただいた経緯があります。

私はやっぱり住民の方々に、そういうことをあらかじめ供用開始する前に、あらかじ
め知っていただかなかつたら、やっぱりそういう御理解はいただけないということから、
やっぱり議会で平成14年の12月に条例化をさせていただいて、そのときもやっぱり
西谷委員も賛成をしておられますから、私はやっぱり住民代表は、やっぱり議会の皆さ
ん方でございますから、やっぱりそういうことを真摯に受けとめて、今そして、選挙の
ときにいろいろと、あるいはそういうビラをまいたら、いや西谷さん、こんなん負担金
おかしい思いますよと言われたら、いや、なるほどなということになってきたらね、こ
ういうことを議会で皆さん方が満場一致で決めたやつが、またこうして改革したらええ
やないか、その改革というのは、私はどうもそういう関係ではないと思いますし、やっ
ぱり筋道立てて皆さん方議論しながら、いろいろとやっぱりこういうことについては、
住民にこういう説明申し上げて、できるだけやっぱり皆さん方、早く公共下水をしてほ
しいと、つけてほしいということでやっていますから、公共枡から宅枡につながる
ことについて、やっぱり皆さん方に認識をいただくということでやってきておるわけ
ですから、何か今、おっしゃっていただくのは、ニュアンスがかわってきたとか、答弁か
わってきたというのではなしに、当初からそういう問題は慎重に考えて、住民の方々の
安心を与えるというのか、そういうことをしておりますので、そういう努力は我々とし
てはやってきたと思っています。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 あのね、私が思うのは、実際に、町長言われた、僕も何べんも言いました。
それは確かに14年の12月に賛成しました。ところが実際にいろいろ、自分なりに情
報を得て案を出す、あるいは素朴に、当時は財政難やから7億7,000万円、仕方な
いのかなみたいな部分もありましたけど、実際にところがですよ、よくよく考えたら、
片方で斑鳩町で、昨日、一昨日も言いましたけど、多分都市計画税、これ年間1億2,

000万円ぐらいあるんですね。これは都市計画税何で斑鳩町とっているのやいうたら、市街区域のそういう宅地の方に、市街化区域の結局、下水道工事とか、そういう公共設備をするために、調整区域よりは、別に都市計画税をとっているわけですから、住民からしたら、その都市計画税で十分、町が言うているような7億7,000万円みたいなものは、その財源としてペイできるの違うかなというのと。それと、今言われている7億7,000万円、仮に30年ぐらいかかるという形でしたら、結局は年間2,000万円余の加入負担ということになる。たまたまここ1,000件ぐらい、この17年、18年ぐらいで、集中浄化槽の地域をこれやられていますから、非常に効率よく1億円ぐらいなっていますけれども、今後は非常に下がってくるの違うかとなってきたら、そんな財源的に見ても、北庄の説明会で言われたように、負担金もらわんと次の事業できへん、そんな状態はないん違うか、そういう説明は私は非常に何か当初の町が広報で打ち出した説明とはかわってきている、それが逆に住民からしたら、どないなってるのということになっているんやないかなということをお願いしたい。負担金の問題について、私はまだまだ住民の中に納得のできるような説明は、町はされてないと思うから、改めて聞かせてもうたんですよ。

そこで、ちょっと思うんですが、今ページ数で言いますと、今度改めて具体的なものに入っていきたいと思いますが、372ページの中で、公共下水道の管きよの工事の中で、稲葉西と神南3丁目のところで、立坑というんですか、設備工事をやっておられると思うんですが、あの辺の工事について、土地の借地料とかいうのはどういう形なんですか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 まず、稲葉西の部分でございます。あれにつきましては、パークウェイ用地になっておりますけれども、あの土地につきましても国土交通省の方と協議していただいて、業者の方が借りているというわけです。神南の方につきましても、これは河川敷ですね、これは郡山土木事務所と協議して借りておるといった状況でございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 業者が協議して借りていく中では、借地料というのは払っておられるんですか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 公共用地で借りておりますことから、借地料の方の支出はしておりません。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 わかりました。それやったら結構です。一応、下水道法の36条で国有地の無償貸し付けということで、今、下水道とかそういう関係については、一切公共施設であっても無償で借りるという条文があるんで、ちょっと参考までに聞いてもらっただけです。一応、今のとこちょっと。

○里川委員長 ただいまの西谷委員の質問の中にもありました、町長の答弁にもありました現在、決算審査の委員さんの中には、新任の議員さんもたくさんおられますが、質問の中に10万円となったところについては、その計算合わせをしたのではないかという御指摘もあったんですが、私の当時の記憶では、その14年の以前に議論をしたときに、町が示してきたのが加入負担金の想定金額が8万円と、ところが14年のときには計算をすれば16万円になるということの中で、議会で相当な議論をして、それを何とか10万円にしたというような議論の経過があったように思うんですね。そのところについて、私はそういうふうに記憶をしているんですが、その辺、私も建設水道常任委員会の中で相当議論されていたのではなかったかなというふうにちょっと記憶していますので、新任の議員さんも多いことですので、改めまして、加入負担金の計算方式について、議会での経過の中で、ちょっと10万円に至った経過、もう少し説明できるようにでしたらしいていただけたら、新任の議員さんたちもいらっしゃいますので、ありがたいかなというふうに思いますが、いかがですか。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 そうしましたら、ちょっとざっくりと大ざっぱな説明になりますけれども、先ほども説明させていただきました中で、平成3年から平成13年まで、年度末までの総事業費に要した、一般財源ですね、これにつきましては、下水道事業費も含めて流域下水道建設負担金も含めてですけれども、その一般財源の2分の1に対して御負担を願うという観点に立って算出を進めてまいりました。まず、総事業費につきましては、当時81億9,870万円、約82億円ですけれども、そのうちの一般財源といたしましては、7億7,470万円、下水道事業に対しましては2億6,300万円

です。流域下水道の負担金に対しましては5億1,150万円ということになっております。それを2億6,320万円と、5億1,150万円、これを足しまして半分にいたしますと5億1,890万円になってきます。その計算過程の中で、5億1,895万円を総面積と整備面積66万2,000平米で割り戻しますと、約700円になったというところがございます。実際、これ原価計算いたしますと、実際20万円近くなったというふうなことでございます。しかし、できるだけ御負担かけないというふうな形で計算した根拠がございます。そして、平米700円で168平方メートルをかけた中で、約12万円になりますけれども10万円といたしました。実際、先ほどちょっとくどいようですけれども、原価計算しますと16万円とか、20万円近くなったというのは現実です。そうした中で、下水道つなぐことできる、これが実際の計算根拠でありまして、これもくどいようになりますけれども、現実下水道につなげることのできない住民さんといましては、負担金がないということに対しましては、自分の税金が理不尽に使われているという観点にたたられると、そういったことも考えていかなければならないというようなこともございます。そして、こういった形の算定を出したということでございます。

○里川委員長 ただいま、一応、根拠について再度を説明を求めさせていただいたわけなんです、さらに、ほかの委員さんから御質疑があったらお受けして。

伴委員。

○伴委員 今、部長の方から、この10万円に至った経緯というのをお聞きしまして、非常に私もよくわかったんですが、これ先ほどの御説明で、結局他の自治体、先進地なんかも非常にこういう形で採用されているというお話も、先ほどあった中で、結局他の自治体では、同じような金額になつとるわけでしょうか。そのあたりちょっと御説明お願いします。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 奈良県内加入金、受益者負担金制度を採用いたしておりますのは6自治体か7自治体程度と思います。ちょっと調べさせていただきますが、奈良県内で12自治体です。奈良県内だけでよろしいですかね。12自治体です。それで、やはり古くから事業されているところにつきましては、奈良市、大和郡山市、天理市なんかにつきましたら、大体、斑鳩の方の金額に換算しますと、負担金としましては5～6万円程

度というようなところでございます。しかし、新しく供用開始されました吉野町、大淀町、下市町になりますと、やはり換算しますと13万円から14万円程度の金額になっております。そうした中で、これはなぜこんなに違うか言いますと、その土地柄、土地によって、事業費、要するに工事の費用というのはかわってくると思いますので、そうしたことから金額に差があるというようなことで、平群町、安堵町につきましては、斑鳩と同じ10万円設定しているということですのでよろしく申し上げます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 よくわかりました。

ということは逆に、この先進地の自治体でも、そういうようなこういう負担金、分担金、またこういうことをやられてないとこの比率いうのと、やられているところがほとんどやというように考えさせてもらっていいわけですかね。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 奈良県の場合は、特に比率にしましたら負担金制度をしているところは、約3分の1程度になりますかね。34自治体のうちの12ですので、約3分の1程度になりますけれども、全国的にいけますと、やはり公共下水道事業につきましては、負担金制度採用されておるのは、確か記憶は定かではないですけど1,700自治体程度あると思います。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 今、伴委員さんの関係等について、合併協議会を行ったときに、仮に合併するとしたら、やっぱり下水道は王寺町は取ってませんけど10万円ということで、一応は合併推進協議会では10万円という方向では決まったと。しかし合併をしなかったですから、一番これは何ですけども、一応10万円ということだけは私ども、仮に西和市になった場合は、西和市の中で個人は10万円いただくというふうになっていますけど。今、合併にならなかったからそういうことはないですけど。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 非常に、私住民さんの声を聞いても、本当にこのまま待っていたら払わんでいいん違うかというような声がちらほら聞こえてきて、それで私自身も、それに対して、こうこう、こういうふうな形やということはやっぱり正確な情報として伝えていきたいもので、今後ともやっぱり町の財政を悪化させないということを考えれば、そういう形

で、今後、住民さんに説明していきたいと思います。ありがとうございました。

○里川委員長 ほかに。委員さんの方では、いかがでしょうか。

西谷委員。

○西谷委員 下水道会計の中で、先ほど総務部長が言われた、下水道つなげへんかった人から不満が出る。そう聞いたらなるほどそうかなと思いますが、実際に例えばですよ、JR法隆寺駅舎にしても、今後建てる福祉会館にしても、住民の半分以上の方が利用されるのかというたら決してそうやないですな。まだ下水道の方が町民が利用される率からいうと、一番例えば多いのではないか。公民館にしたって、体育館にしたって、全部、ごくごく町の全体の利用者からしたら一部であって、それを例えば下水道つなげへん人が不満やというのは、ちょっと逆に言うたらおかしいのでは。下水道をつなげない人といわれる地域は、恐らく調整区域で今言われている白石畑しかないわけですね、今。今後、どこの地域の見直しでもされるのかどうか知りませんが、そうしたらそういう先ほど言いましたように、実際には、同じ斑鳩町に住んでも、片方では土地について固定資産税払っておられる、だけを払っておられる方と、固定資産税プラス都市計画税を払っている方、プラス都市計画税を払っておられる方というのは、都市計画税というのは何に使われるのかといたら下水道とか、そういう形で整備するとしたら、そこで別に、今、部長が言われた、不平等感というのは私はでえへんの違うかなと、論理的に考えてですよ。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 下水道につきましては、やはり先ほどから、くどいように言わせていただいている中で、やはり排出責任というのをひとつ考えていただきたいと思うんですね。自分の出したものが、上水もそうですから、上水は当たり前のようにもらえるものですけれども、やはり排出責任というのは大事なものであるといったことの観点に立っていただきたい。そうしたことから、やはりちょっとくどいようですけれども、つなぐことのできない方につきましては、やはり建設に対しては自分の税金が正味使われているのではないかというような声がやはりあるわけですね。そういった中で、やはりその理不尽さをなくすというようなことで、ある意味、考えていかなければならない。今後、投資した中の財源をやはり今後の整備に対して確保していくというようなことも、やっぱり理解いただきたいというような考え方をお願いいたします。

○里川委員長 私はね、今ちょっとその前に部長説明しはった中で、流域下水道というのが出てきていたと思うんです。この報告書の中にも、374ページに、流域下水道の整備促進で、1億円近いと、95.8%やおっしゃっていましたがね、この数字を見る中で、県の方も、流域下水道をまずやっていただいて、それから町がいろいろやっていくわけなんですけれども、これについても市町村負担割合に応じて、建設経費を負担したと。町の財政計画の中でも、この流域下水道の負担金も含めて、お考えいただいているという、先ほどの説明だったと思うんですが、この大体、公共下水道というのは、国庫補助が比較的、他の事業に比べましても国庫補助がついている事業だというふうに私は考えているんですが、この流域下水道事業については、県が主体ですが、ここに国庫補助がどの程度ついておって、県がどれだけ出して、市町村がどれだけ負担せなあかんのかということ。負担割合に応じてとしか書いておりませんので、このところが非常に私自身もこれ見てて、一体市町村になんぼ負担せよと言うているのかなというのがね、ちょっと気になったところでしたので、この考え方について、少し説明をしていただけますでしょうか。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 確かにこの9,431万3,000円御負担させていただいております。しかし、その中で、まず事業から細かく説明させていただきますと、県が流域下水道事業するに当たりまして、町と同じく国庫補助対象事業というのがございます。そして県単事業というのがございます。まず、その国庫補助対象事業につきまして、国から2分の1補助をいただいております。そして、残りの2分の1、補助金を除いた2分の1について、県が半分、市町村が半分という形で算出されます。そして、単独事業費分につきましては、県単独事業部分の半分は県が持って、残りの半分について市町村が持つということになります。そして、その市町村が持つ部分につきましては、各市町村において、汚水料を基本にした負担割合、率がございます。それで各自治体、負担率というのをっておりますので、その率を掛けて負担額が決定されると。県単独事業費の市区町村負担金につきましても、その負担率について、負担率を掛けて、各市町村が負担するといったこととございます。

具体的な数字といたしましては、浄化センターの建設部分といたしまして、斑鳩町の場合は、計画汚水量、浄化センターの全体計画汚水量68万6,250立方メートルご

ございますが、それが斑鳩町2万7,050立方メートル、計画汚水量でございます。2万7,050立方メートルを68万6,240で割った数値、そしてその部分0.03942とかいう率が出てきますけれども、それをかけて金額を算出するといった出し方で、各市町村は負担しているというものでございます。

補足ですけれども、財源につきましては、これは流域下水道事業債ということで、起債対象になっております。

○里川委員長 この県が行っているといわれる流域下水道事業についても、町の負担が結構あるんだなということで、つくづく感じているんです。その工事も後になればなるほどコストが高くて、早くされたところと、随分、負担をせんとあかん金額が違ってきているのも、この間、いろいろ私も調べさせていただいて感じておったんですが、そういう意味でも、大変厳しいと思うんですが、さらに私は料金体制なんかも水道なんかとあわせて議論するときいろいろ考えていたんですが、水道も加入負担金いただいて、使った量に見合っただけ料金を取るという形になって、これは公営企業としての企業会計を水道はやっておりますが、この間に議会の中でも、公共下水道事業についても、公営企業会計を用いるべきではないかというふうにおっしゃっておられた議員さんもおられて、一定の議論がこの間にできていたと思うんですが、その公営企業会計化に関しては、この18年度決算を終えられる時点でも、何か担当の方ではお考えいただいたのかどうかということについて、お聞きしておきたいなと思います。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 確かに今おっしゃっていただいたような形の公営企業化云々という話は確かにございました。今のところ下水道事業につきましては、地方財政法6条の規定により特別会計を設けて、その経費は経営に伴う収入をもってあてなければならないとされておりますが、地方公営企業法の適用はしておりませんが、将来的になった中で、やはりそれを視野に入れた中で整理していかなければならないという考えは持っております。実際、現段階、全国平均、これ使用料収入と事業との割合を表す数値で、表す指標といたしまして、経費回収率という数字がございます。全国平均で約62%の経費回収率というような数値がございますけれども、実際、斑鳩町の場合、まだ供用開始してまだ間がございます。そうしたことから、経費回収率につきましては、今後伸びていくだろうと思っておりますけれども、現段階10%か15%程度ですけれども、現実に安定した

状況が得られるような時期をみた中で、公営企業化というのを実際にしていくべきだという考え、これ僕自身、担当の考えだということですが、そういう考え方は持っております。

- 里川委員長 重要な部分ですので、我々、議会の方としましても、今後そういった議論をきちっと、我々も調査をして、それが適正なのかどうかということも議論していかないといけないところなんだろうと思いますが、お考えについて聞かせていただきました。

ほかに委員さんの方で、何か。

吉野委員。

- 吉野委員 373ページのこれ簡単にお答えいただけるような簡単なこと。浄化槽雨水貯留施設転用に対する支援という関係で、18年度9件があつて90万円ですけど、ということは1件に当たって10万円だろうと思いますが、これ浄化槽通った水と、公共下水道を通った水の下水の違いというのは、簡単にいったらどうですかね。

- 里川委員長 谷口上下水道部長。

- 谷口上下水道部長 この制度につきましては、まず浄化槽の再利用、水資源の有効利用という目的として設定させていただいております。要するに浄化槽御利用の家庭につきましては、公共下水道に接続していただきますと浄化槽が不用となります。そうしたことから、その不用となる浄化槽を有効に使おうという観点から、雨水を溜めていただいて、その雨水を利用していただくというような施設に転用していただく、そうした方につきましては、この補助金、1件当たりマックスで10万円を補助しますという制度でございます。これの実際、目的、先ほど説明させていただきました中で、この雨水を溜めて、庭の散水に利用していただくとか、また、実際、打ち水にさせていただくとか、そういった形で水道水の節約とか、いろいろな方法で使っていただけるというような観点で、この制度を設けております。

- 里川委員長 吉野委員。

- 吉野委員 今、私どもの地区は、ちょっといつつくかわからないというような20年後になるのか、30年後なのか、皆さんお年寄りが多いものですから、死んだ後かなというているんですけど、これそれぞれ皆さん浄化槽を持っているわけです。月一遍か二遍業者さんが来まして、いろいろな整備をしてくださるわけなんですけれども、結局そのときに業者に聞きましたら、転用した場合も、実際には害虫が発生したりして使えなく

なることが多いと、それしない方がいいよって、業者さんの説明があったんですけども、転用しない場合、転用した場合、転用した後に不具合というか、もうこれは使えませんよという場合は、それに対してはそういう補助はないわけですよ。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 はい、これはあくまでも公共下水道に接続されるときに浄化槽を再利用していただくといった転用していただく方に対する補助ですので、それが果たして将来先で必要なくなるからといって補助を渡すとか、それをつぶすための補助とか、補助金を返還していただくといったことはございません。

○里川委員長 吉野委員。

○吉野委員 つまり、公共下水道が完成したら、この家庭用集中浄化槽を持っているような大きなマンションなんかもありますけれども、それも使えなくなるということですよ。浄化槽が。我々が今使っている浄化槽。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 基本的に公共下水が供用されますと、そのお宅につきましては、浄化槽は必要なくなるといった考えを持っていただいた方がいいと思います。

○里川委員長 ただいまの質問がございましたので、ちょうどお尋ねしたいんですが、これ9件で90万円助成実績あるんです。これ1件当たり10万ということは聞いているんですが、そもそもこの転用の工事をした場合、申請あげてこられているから大体工事費用御存じかなと思うんですが、もとの工事ですね、どの程度かかるものなのかということと。

それと、私、この間から、一時大雨なんかがありまして、いろいろな治水対策の中で、いろいろなところで進められている事業の中の、東京の小金井市とか、大阪茨木市でやっってはるような、中に埋めこんで水逃がすというようなことをやっている記事見たときに、これ治水対策にも多少なりとも役に立っているのかなって、ちょっと感じたんですけども、それについては、どんなふうに私たちは認識したらよろしいでしょうか。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 この浄化槽を雨水貯留施設に転用する、正味その分については、大体、12～3万から17万程度、それで改造できると。それはあくまでも中の機械を撤去して、そしてポンプ施設を設置していただいて、水道蛇口をつけたしていただいた中

での金額、それはその程度。普通の浄化槽、一般家庭の浄化槽であればそれぐらいで
きるであろうと見ております。そして、今委員もおっしゃいました、多分、透水枡、透
水パイプによる雨水排除事業だと思います。実際、この事業するに当たりましては、や
はり地山の透水計数とか、ちょっと専門用語になりますけれども、透水の状況によって、
雨水状態、貯留状態というのはかわってきますので、やはりそれを適用するかしないか
の判断につきましては、シビアな調査が必要だと思います。確かに、浸水対策にはいい
方法だと思いますけども、その前にやはり調査が必要だと思いますので。

○里川委員長 この浄化槽のそのものは、治水対策の多少なりとも役に立っているという
ふうに考えていいのかどうかという点については。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 これはもともとそういう形で採択されたものでございます。です
から、実際今、件数は少ないですけれども、やはり平地なんかでそういう家庭がふえてま
いますと、一時の雨に対しては非常に効果があると考えております。

○里川委員長 ぜひ、積極的にリサイクルをしていく、そして地域の安全のためには、こ
の事業については積極的に取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

ほかの委員さん。

吉野委員。

○吉野委員 転用しない場合、つまりからになった状態で置いた場合、どんな心配事出
てきますか。例えば、私の家ですと、一番家の前にあるとかいうような場合ですね、底が
陥没するのか。害虫対策しないといけないとか、その後もいろいろ業者さんにお世話に
なるというようなことはあるんでしょうか。

○里川委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 既存の浄化槽を撤去するとかそういうことはございません。実際、
今ある浄化槽につきましては、いらなくなった場合、雨水転用されない場合につきまし
ては、上部マンホールを切り取って、土で埋めていただくといった形になりますので、
そういう形で処理していただくことは可能です。

○里川委員長 ほかに委員さんの方で何か質問がございませんか。

辻委員。

○辻委員 これ接続率、今1, 270件でかなり計画よりも上回ったのかなと思いますけ

れども、これから個々の集落入ってきますので、個々に入っていただくというのは、PRがかなり必要ではないかと思えます。そのためには、いろいろな方法で加入促進のPRをしていただきたいということを要望とそしてまた、いろいろな機会を通じながら、例えば今、環境対策課で、もったいない運動の説明会されるとか、いろいろな地域で説明会されるときに、例えばそういうときに下水道の、これも環境問題ですので、水質保全ということでもありますので、そういうこともひとつ加えた中で、またPRしていくと、また自治会関係にもこういうことで、事前には説明会は、工事に入る前とかその辺は説明会していただいていますけれども、また普及率の少ない自治会については、また自治会長に御迷惑をかけますけれども、またその辺でPRをよろしくお願ひしたいと思えます。普及することによって水質保全になりますし、私もこれ以前、担当させていただいておりましたので、それもよくわかっておりますので、その当時から、一応、議会ともいろいろなお世話かけて満場一致で通させていただいて感謝している人間ですので、その辺も合わせながら、それとまた、かなりこれから普及するには人手もいると思えますので、またその辺も十分人員も確保しながら、またいろいろなこれからトラブル出てきますし、また工事が年数経つとまた維持管理費ふえてきますので、その辺も含めながら、将来的にたくさん普及をしていただくような格好で、いろいろな会合等に職員が出向くか、また他の課の人にも協力を得ながら、これからの下水道PRをよろしくお願ひしたいと思えます。

○里川委員長 要望でよろしいでしょうか。私もう1点お聞きしたいのですが、報告書の370ページにございます下水道整備に対する支援ですね、以前より、やっぱり接続するにしてもお金の面でやっぱりいろいろ心配があるとか、低所得者の方の対策とかいうことは、14年の条例制定されるときから、もちろん生活保護の家庭なんかもちょうと私たち意見を申し上げてやっていただきましたけれども、ただですねこの中で、保証人の件については、やっぱりある地域、そうやって接続可能な地域の中から保証人の制度がどうしてもややこしいて使いにくいというようなお声も聞くんです。ですから、今後も社会情勢非常にかわってきておりまして、特に高齢者の方々の負担能力を超えるような負担を強いられるような生活をしていかなければならないような状態に、平成14年度条例を決めた後、だんだん介護保険、そしてまた、税金、年金との関連の中で、そしてまた医療もかわっていくと、非常に高齢者の方たちが打撃を受けている状況の中で、

さらに利用しやすい低所得者層に対しての何か施策をやって、つなげる件数をふやしていくんだという、斑鳩町の環境のためにも、そして公共事業として、面的整備をこれからも進めていく中で、より多くの方たちにつないでいただくという観点から、そういった施策の研究については、この間の社会情勢の変化の中で、さらに研究していただきたい、斑鳩町でも年金でお暮らしのお年寄りも相当ふえてきておりますので、さらに団塊の世代の方々の退職者も今後出てまいります。それらについて、ぜひこれは強く要望をしておきたいというふうに思っておりますので、また研究していただきたい。私たちが研究いたしますが、担当もそれはしっかりと研究していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

ほかに、委員皆さんの中ではよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 それでは、これをもちまして、公共下水道事業特別会計に対する質疑を結びたいと思います。

続きまして、認定第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第7号につきまして、御説明申し上げますが、その前に議案書を朗読させていただきます。

認定第7号

平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成19年9月3日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、平成18年度の介護保険事業特別会計にかかります概要につきまして御説明をいたします。失礼いたしますが、座らせていただいて説明をさせていただきます。

それでは、376ページ、主要な施策の成果報告書の376ページをごらんいただきたいと存じます。

この特別会計では、介護を必要とする方々や、その家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護保険制度の周知、要介護認定の普及推進、サービスの安定的な供給に努め、介護保険制度の適正な運営に努めているところであります。平成18年度の収支状況は、歳入決算額13億4,977万4,045円、歳出決算額13億1,219万3,646円、差引3,758万399円となりました。歳入におきまして、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金については、法令で定める割合により、約1,019万円多く受け入れていることから、平成19年度において償還する予定であります。

事務費関連の差引額を除いた給付関連の歳入歳出の差引額約3,437万3,000円から、国・県支払基金への償還金と、過年度還付利積金を差し引いた約2,329万円につきましては、介護給付費準備基金に平成19年度において積立をする予定であります。

それでは、予算の執行状況を歳出の部より、それぞれ款ごとに御説明をいたします。

まず、379ページからの第1款総務費であります。全体では予算現額6,181万4,000円に対しまして、決算額は5,378万8,951円で、執行率は87%となっております。第1項総務費、第1目一般管理費であります。予算現額4,084万3,000円に対しまして、決算額3,615万6,824円で、執行率は88.5%であります。介護保険業務に携わる職員の人件費及び事務執行にかかります経常経費の支出がその主なものであります。

また、後期高齢者医療制度対応の介護保険制度システムの改修費409万5,000円につきましては、翌年度へ繰越明許をしております。

次に、380ページ、第2項徴収費、第1目賦課徴収費についてであります。予算現額172万2,000円に対しまして、決算額は151万5,889円で、執行率は88%であります。職員の人件費及び賦課徴収事務執行にかかります経常経費の支出がその主なものであります。平成18年度の介護保険料につきましては、第3期介護保険事業計画で示された給付額に基づき、年間基準額4万6,800円の保険料賦課を実施いたしました。現年度分特別徴収保険料の調定額は、2億4,129万4,210円、現年度分普通徴収の調定額は5,013万6,980円と、滞納繰越分普通徴収保険料の調定額は1,170万5,900円、合計3億313万7,090円であります。現年

度分の収納状況についてであります。特別徴収につきましては100%の収納となっており、普通徴収につきましては、納付額4,586万1,140円であり、収納率は還付利積分を除き91.4%であります。特別徴収と普通徴収を合わせた収納率につきましては、還付利積分を除き98.5%となっております。徴収率の向上に向けての取り組みとしましては、制度の啓発、口座振替の推進、また未納者に対しまして、今後とも直接の電話及び訪問等により徴収促すことを中心に行い、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、382ページ、第3項介護認定審査会、第1目介護認定審査会費についてであります。予算現額1,855万1,000円に対しまして、決算額1,565万7,238円で、執行率は84.4%となっております。職員の人件費及び介護保険認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療所組合に対する負担金、認定調査委託料、主治医意見書作成手数料にかかる経常経費の支出がその主なものであります。

次に、383ページ、第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費についてであります。予算現額35万円に対しまして、決算額は34万9,300円で、執行率は99.8%となっております。介護保険制度全般の周知用冊子の作成にかかります支出でありまして、制度に対する周知啓発に努めてまいりました。

次に、384ページ、第5項介護保険運営協議会費、第1目介護保険運営協議会費についてであります。予算現額15万円に対しまして、決算額10万9,700円で、執行率は73.1%となっております。平成18年度におきましては、介護保険事業の健全かつ安定的な運営に関する審査を行い、計2回の会議を開催いたしました。

次に、385ページ、第6項地域包括支援センター運営協議会費、第1目地域包括支援センター運営協議会費についてであります。委員が介護保険運営協議会と同じであり、また開催日につきましても同時開催としたため、決算額は0となっております。地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営に関する審議を行い、計2回の会議を開催いたしました。

次に、386ページ、第2款介護給付費についてであります。全体では予算現額12億7,036万4,000円に対しまして、決算額は12億2,445万1,390円で執行率は96.3%となっております。この科目は要介護及び要支援認定を受けた被保険者等が介護サービス、介護予防サービスを受けた場合に、その費用の保険部分を支

給する科目でありまして、介護保険事業特別会計歳出予算の大半を占める科目であります。保険給付費の支出動向のいかんによりまして、決算時における差引収支額が大きく左右される科目でもあります。決算額のうち、最も保険給付の金額が大きい科目は、施設介護サービス給付費となっており、保険給付全体の約46%を占めております。施設サービスの利用といたしましては、保険給付額が大きいものから、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の順となっております。

残りの給付のうち、大半を占めるものが居宅サービスにおける保険給付であります。その内保険給付額が最も大きいサービスの種類は、訪問介護で1億8,629万円、続いて通所介護が約1億396万円の保険給付額となっております。項別で申し上げますと、第1項介護サービス等諸費の決算額は11億2,380万663円で、執行率は98.4%。388ページ、第2項介護予防サービス等諸費の決算額は3,938万8,965円で、執行率は60.5%、390ページ、第3項その他諸費では介護給付にかかる審査支払手数料であり決算額は208万8,385円で執行率は92.8%、391ページ、第4項高額サービス等の決算額は1,894万1,527円で執行率は94.7%であります。392ページ、第5項特定入所者介護サービス等の決算額は4,023万4,850円で執行率95.5%であります。介護給付費の差額につきましては、介護保険事業計画の約99.4%の執行率でありました。今後におきましては、適正なサービスが利用されるよう、ケアマネージャー等の資質の向上に努める一方、さらなる制度の周知に努め、介護が必要とされます方が、その必要なサービスを安心して受けやすくする環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

393ページ、第3款財政安定化基金拠出金についてであります。予算現額134万9,000円に対しまして、決算額は124万7,097円で、執行率は92.4%となっております。拠出先を奈良県とし、その費用を負担しております。

財政安定化基金は、介護保険法に基づき都道府県に設置され、通常の実行を行ってもなお生じる保険料収納率の悪化や、予定していた以上の給付費の増大等により、市町村の保険財政に不足が生じた際、資金の貸付を行うことで市町村の保険財政に生じる赤字、その赤字を補てんするための一般会計からの繰り入れを回避させ、保険財政の安定化を図るものであります。

次に、394ページ、第4款基金積立金についてであります。予算現額1,312万

5, 000円に対しまして、決算額は651万2, 272円で、執行率は49.6%となっております。当科目は保険料収入に余剰が出た場合、将来の保険財政の安定化を図ることを目的として、介護保険給付費準備基金に積み立てるものであります。

次に、395ページ、第5款地域支援事業費についてであります。予算現額は全体で3, 108万6, 000円に対しまして、決算額は2, 544万5, 692円で、執行率は81.8%となっております。前年度までは、一般会計民生費、社会福祉費で予算計上し、事業を実施しておりました生活管理指導短期宿泊サービス、生活管理指導員派遣サービス、男性料理教室、家族介護教室、家族介護用品の支給、家族介護慰労金の支給、徘徊高齢者家族支援サービス、成年後見制度サービス、住宅改修サービス、配食サービスが制度改正により、平成18年度から介護保険事業特別会計の地域支援事業に移行し、引き続き実施をいたしました。

第1項介護予防事業費であります。予算現額は全体で833万9, 000円に対しまして、決算額は425万5, 411円で、執行率は51.0%であります。介護予防特定高齢者施策費は要介護状態に移行する恐れの高い虚弱高齢者の方に運動指導や、栄養の相談等を行うことにより転倒予防や生活機能の向上を図ったところでありますが、口腔機能の向上、食の自立、生活管理指導短期宿泊サービス、生活管理指導員派遣サービスにつきましては、事業実施を予定しておりましたが、対象者がおられませんでした。

介護予防一般高齢者施策事業費であります。介護予防ボランティアの養成講座を開催したところ、25名の方が受講され、介護予防ボランティアとして、高齢者健康体操等に御協力をいただいているところであります。また、料理の経験がなく、外食にかたよりがちな高齢者に対しまして、自分で料理ができるようになり自立した生活を送っていただくため、高齢者男性料理教室を開催し、食の自立の観点からの介護予防に努めました。介護予防事業につきまして、より多くの方々に御参加いただき、健康の維持、向上に努めていただけるよう今後も引き続き、啓発、普及に努めてまいりたいと考えております。

次に398ページ、第2項包括的支援事業任意事業費であります。予算現額2, 274万7, 000円に対しまして、決算額は1, 119万281円で、執行率は93.1%であります。包括的支援事業費でございますが、平成18年度から介護保険制度が一部改正されたことによりまして、機関型の在宅介護支援センターの運営も斑鳩町社会

福祉協議会に委託しておりましたが、平成18年3月末で廃止し、4月1日付で斑鳩町地域包括支援センターを設置し、その事業運営を斑鳩町社会福祉協議会に委託しております。斑鳩町地域包括支援センターに、センター長、社会福祉センター長、社会福祉士、看護師、主任ケアマネージャーを配属しており、高齢者の方々の相談や、要介護状態に移行する恐れの高い虚弱高齢者を把握するとともに、介護予防サービスを希望されます方に、介護予防ケアプランを作成し、運動機能向上、栄養改善等、地域支援事業の各種サービスの利用につなげております。

任意事業費でございますが、高齢者を介護している家族に対しまして、知識や技術を取得してもらうため、家庭介護教室を実施いたしました。さらに、常時失禁状態にあります高齢者を介護されている低所得者の方々を対象に、紙おむつ、寝巻き、パジャマやおむつカバーの介護用品を支給し、家族介護を支援いたしました。徘徊高齢者家族支援サービスの提供といたしましては、認知症の高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムの使用料を助成しており、家族の介護におきます負担の軽減に努めているところであります。また、身体等の理由により調理が困難な方や、栄養バランス面で問題のある方に対しまして、自宅を訪問して、給食を配食しながら、高齢者の安否確認を行う配食サービスを実施いたしました。なお、家族介護慰労金の支給、成年後見制度サービス、住宅改修サービスの提供は、サービス利用者がおられませんでした。

次に402ページ、第6款諸支出金であります。予算現額103万円に対しまして、決算額は74万8,244円で、執行率は72.6%となっております。この科目は、資格の喪失等に伴い発生する過年度分の保険料還付金及び平成17年度に受入超過となっております介護給付費交付金の返還金の支出であります。

次に403ページ、第7款予備費につきましては、未執行でございます。

続きまして、歳入決算の状況について御説明をいたします。

恐れ入りますが、歳入歳出決算書の方をごらんいただきたいと思います。

歳入歳出決算書の方で御説明を申し上げたいと思いますので、歳入歳出決算書の240ページごらんいただきたいと思います。

まず、240ページの第1款保険料の状況につきましては、歳出で御説明いたしましたので、割愛をさせていただきますが、決算額は2億8,882万5,790円であります。

次に、第2款使用料及び手数料についてであります。督促手数料としまして決算額は550円を執行しております。

次に第3款国庫支出金についてであります。決算額は2億6,274万3,597円であります。そのうち第1項国庫負担金は介護給付費における居宅サービス費の20%、及び施設介護サービス給付費の15%を受け入れるものであります。この科目におきましては、法定分の割合以上の受け入れをいたしております。第1目介護給費負担金では、本来受け入れるべき金額2億1,448万5,000円に対しまして、歳入歳出決算書にございます第1節の現年度分の収入額は2億1,882万7,000円であり、超過分、差引434万1,050円につきましては、翌年度精算として平成19年度に償還することとなっております。

次に、第2項国庫補助金では、第1目調整交付金において、介護保険法に定めております市町村間の介護保険にかかる財政力の格差を調整するための交付金であります。第1節の現年度調整交付金としての収入額は3,432万9,000円となっております。

第2目地域支援事業交付金では、介護予防事業にかかる費用の25%を受け入れるものであります。この科目におきましても、法定分の割合以上の受け入れをしております。本来、受け入れるべき金額85万2,952円に対しまして、収入額は決算書にありますように151万2,000円であり、超過分の65万9,048円につきましては、翌年度精算として平成19年度償還給付となっております。

次に、第3目地域支援事業交付金では、包括的支援事業任意事業にかかる費用の40.5%を受け入れるものであります。この科目におきましても、法定分の割合以上の受け入れをしております。本来、受け入れるべき金額742万5,855円に対しまして、収入額は決算書にございますように746万8,000円であり、差引超過分は2,145円につきましては翌年度精算として、平成19年度に償還することとなっております。

第4目介護保険事業費補助金では、介護保険制度改正に伴うシステム改修費用の50%を受けております。収入額は26万2,000円となっております。

次に、第4款支払基金交付金についてであります。次の242ページの第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金では、第2号被保険者の保険料として介護給付費の31%を受け入れるものであります。この科目におきましても、冒頭に説明をさせて

いただきましたとおり、法定分の割合以上の受け入れをしております。本来、受け入れるべき金額3億7,957万6,931円に対しまして、現年度分の収入額はそこに書いておりますように、3億8,234万7,000円でありまして、差引の超過分276万7,069円につきましては、翌年度精算として平成19年度に償還することになっております。

第2目の地域支援事業支援交付金では、介護予防事業における費用の31%を受け入れるものでありますが、この科目におきましても、法定分の割合以上の受け入れをしております。本来、受け入れるべき金額105万7,660円に対しまして、現年度分の収入額は187万5,000円であり、差引の超過分81万7,340円につきましては、翌年度精算として平成19年度で償還することとなっております。

次に、第5款県支出金、第1項負担金、第1目介護給付費負担金は、介護給付費における居宅サービス料の12.5%及び施設介護サービス給費の17.5%受け入れるものでありますが、この科目におきましても、法定の割合以上を受け入れております。本来受け入れるべき金額1億8,346万751円に対しまして、第1節の現年度分の収入額は1億8,467万円であり、超過分120万9,249円につきまして、平成19年度に償還することとなっております。

また、第2項県補助金では、第1目地域支援事業交付金は介護予防事業にかかります事業の12.5%を受け入れるものでありますが、この科目におきましても法定分の割合以上の受け入れをしております。本来受けるべき金額42万6,476円に対しまして、現年度分として収入額は75万6,375円であり、差引超過分32万9,899円につきましては、翌年度精算として平成19年度に償還することとなっております。

第2目地域支援事業交付金は、包括的支援事業・任意事業にかかる費用の20.25%を受け入れるものでありますが、この科目におきましても、法定分の割合以上の受け入れをしております。本来受け入れるべき金額371万2,927円に対しまして、収入額は373万4,100円であり、超過分2万1,173円につきましては、翌年度精算として平成19年度に償還することとなっております。

次に、第6款財産収入についてであります。款全体での決算額は4万956円となっております。この財産収入は、介護保険給付費準備基金の利子であります。

次に、第7款寄附金についてであります。受け入れはございませんでした。

次に、第8款繰入金についてであります。款全体の決算額は2億1,759万1,713円となっております。この繰入金は一般会計より介護給付費繰入金、職員給与費繰入金、事務費繰入金及び地域支援事業繰入金によるものでございます。介護給付費繰入金には、介護給付費の12.5%分、地域支援事業繰入金は、介護予防事業にかかります費用の12.5%、包括的支援事業任意事業にかかる費用の20.25%を受け入れております。

次に、242ページでございますが、第9款繰越金についてであります。款全体の決算額は693万7,090円となっております。この繰越金につきましては、平成18年度において介護給付費準備基金への積立等に当てております。

最後に第10款諸収入についてであります。款全体の決算額は3万6,001円となっております。

以上が歳入の状況でございます。

以上で、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りまして、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

○里川委員長 介護保険事業特別会計について、説明が終わりましたので、それに対する質疑をお受けいたします。

委員の方で質疑ございませんでしょうか。

伴委員。

○伴委員 391ページと392ページなんですが、これ両方とも非常に平成17年度から18年度、非常に件数ふえているんですが、この辺もう少し詳しい説明よろしく願います。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、御質問いただきました391ページの高額介護サービス給付費でございます。これにつきましては、介護サービスを受けられまして、自己負担分、負担額の上限額が決まっておりません。それを超えられる方につきましては、超えた分につきまして、サービス料を支給するものでございます。平成17年度と平成18年度比較しますと、件数にしましても、金額にしましてもふえておりますが、これにつきましては、サービスを利用される方が、この18年度につきまして、多くなってふえたということでございます。次の392ページの特定入所者介護サービス等費につきましても、これ

は17年度10月から施設利用されている方につきまして、居宅サービスを受けている方と同等という形で、居住費、施設を利用されるときに使われる居住費または食費が自己負担となりました。そのことによりまして、17年度、18年度によりまして、利用料を使えるということになりましたので、それをその上限額、その利用をされる方の上限額をそのときに決めております。その上限額を超えられる方が、17年度の10月からふえてきているということをございまして、17年度の10月からそういう居住費、または食費を自己負担にするということになりましたことから、18年度は丸々一年間という形で、そういう制度になっております。その上限額を超えられる方が、18年度は、もともと17年度もそういう負担をすることがなかったものですから、それを18年度に負担されるようになったということで、その上限額を超えられる方も出てきたということで、負担割合を助成するということになっております。

再度説明しますと、17年度の途中に施設利用される方の居住費と諸費の負担が自己負担という形になりました。それに伴いまして、その自己負担されるわけですが、ある一定の負担限度額を決めました。その負担限度額を超えた方については、その分を助成するという制度でございます。その助成する制度が17年度の途中、また18年度は丸々助成することになっておりますのでふえております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今の御説明でしたら、結局のところ、制度上のそういうような改正といえますか、制度上のそれが変わったので、こういうような数値になっていると。だから、今度、次の19年度にしたら、大体18年度ベースみたいな格好で、大体推移していくというような考えでいいわけですね。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 19年度につきましては18年度、実績等もでございます。ただ、この利用につきましては、利用される方の環境等にもよりますし、その推移をそのままいけるという状況ではないと思いますが、実績はございますので、それを基礎に19年度は若干増えるか、少なくなるか、その程度だと思います。

○里川委員長 ほかにございせんか。

中川議長。

○中川議長 401ページの配食サービスの提供でございますけれども、在宅高齢者のひ

とり暮らし、また高齢者のみの世帯で、身体的の理由によってみずから調理できない人に対して食事を提供するという事なんですが、これ昼食とあるのですが、昼食のみだけで生活しておられるということで判断したらいいんですか。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、御質問いただきましたこのサービスにつきましては、栄養のバランスをとった昼食をしていただくということで、昼食だけにさせてもらっております。この昼食だけで、その方がすべて栄養をとられるというようなものではございません、ただ、ひとり暮らしで調理等が困難な方で、日ごろそういう栄養をとられていない方に対しまして、昼食だけをサービスして、その栄養等を補給していただくということで、またそれと同時にこのサービスにつきましては、ひとり暮らしの方の安否確認をするサービスにもなっております。昼食を届けることによりまして、その都度、その方の本人に手渡しまして、また食べられた後も手渡してもらうという形で、どれだけ食べられたか確認しているサービスでございます。

○里川委員長 中川議長。

○中川議長 昼食に栄養のバランスのとれたものを提供して、安否を確認するという事なんですがね、調理のできない人に提供しているわけやから、朝食、夕食はとっておられないという判断したらいいんですか。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 調理が困難な方ということで、全く食事をとられていないという状況ではないと思います。また、ほかのサービス等もございますので、生活の指導員を派遣したり、そういうサービスも受けられている方もございます。ただ、このサービスにつきましては、週5日間、そういう昼食を提供して、栄養のバランスをまだ補っていただくと、安否を確認するというサービスでございます。

○里川委員長 中川議長。

○中川議長 みずから調理ができない人という文言入っているんでね、朝食も夕食もきちんととっていただいているならそれでいいんですが、これ17年度から18年度で8名へっているんですが、この中の死亡者っておられますの。

○里川委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 死亡者の数はちょっと今、資料がございませんが、転出、または死亡さ

れる方、この減の中にはあると思います。また、転入される方、また新規の方もございますが、死亡される方の数はちょっと把握しておりませんが、死亡されれば減になりますので。

○里川委員長 中川議長。

○中川議長 また後ほどで結構なんで、お示しいただきたいと思います。

それと、朝食についても、夕食についても、とっておられるように確認をしていただきたいということをお願いしておきます。

○里川委員長 ほかに委員の方でございませんでしょうか。

私の方からそしたら少しお尋ねしたいんですが、介護保険、本当はこの年、大きな改正がございましたので、実は私もいろいろ本当は尋ねたいんですが、自分の立場上のこともございますので、最小限にとどめたいなというふうに思います。介護保険が平成12年から始まりましたが、18年大きく制度が変わっております。この中で、最も私自身が心配するのは、まず療養型病床群の関係の問題の展開ですね。その後、療養型病床でどんな影響が出ているか。

それと、要介護から要支援に移った人は、斑鳩町率少ないですから、6割弱になっていますので、これは大したもんやろなど、こんな数字はちょっとびっくりしているんですけども、でも6割近くの方が、要介護から要支援に移ってしまわれているという状況の中で、ここで介護度が下がれば、サービス利用の限界が出てきまして、結局、軽度者という扱いになって、そして、軽度者の車いすや電動ベッドの利用ができないなどの問題がございましたので、それらもろもろ、今言うたのはほんの一部ですけども、この大きな制度が変わったことで、大変大きな介護保険が様変わりしているという状況の中で、18年度決算を終えられて、担当としましては、この大きく変わってきた制度の中で、斑鳩町の介護保険を必要となさっている方に、十分な利用を提供できているのかどうかという評価を、担当の方で決算にあたってしていただけたらなというふうに思っております。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 まず、療養型病床群の質問でございます。それにつきましては、今、県の方で、そういう療養型病床群の減らすという形で調整今されておるところでございます。それにつきましては、まだ県の方からは情報はきておりませんが、今後、県のされ

る情報等を注視しながら、町としてもそういうサービスを受けている方がないようにという形で、十分窓口等でも相談を受けながら配慮してまいりたいと考えております。

それと、18年度に制度改正が大きくございました。一つは、要介護区分が要支援1、要支援2という形で新たに創設されたことでございます。それにつきましては、その認定調査、また認定審査におきまして、当初、予定しておりました斑鳩町の第三次事業計画で予定しておりました人数よりは、100名程度、当初要介護1から要支援1、2という振り分け作業を計画のときに行ったわけでございます。そのときに100名等と、実質的には少なくなっております。そのことから、当初心配しておりましたもう少しサービスが受けにくくなるということではないんですが、従来、以前より受けていたよりサービスが受けられなくなるという方への影響は少なく、計画で思っておったよりは少なくなっております。ですので、今後そういうサービスが受けにくくなったということはありませんものの、十分にサービスは受けていっておられるという形でも考えておりますが、ただ、利用制限等もございますので、従来どおりなかなかすべて受け入れられない方も中にはございますことも把握しておりますので、十分そういう方にも、先ほど申し上げたのと同じように十分に相談等も持ちながら、そのサービスが町の方でも地域支援事業もやっておりますので、その中でも対応できるものは十分その中で対応しながら、サービスの低下によって要介護がますます悪くなるとそういう状況にはならないようにという形で、十分配慮してまいりたいというように考えております。

○里川委員長 福祉用具につきましては、厚生労働省から政省令などが届いておりまして、要支援になった方々でありましても、一律的、画一的に決定をしてはならないと、厚生労働省の方もいっていると思うんですね。ですから、その方の生活環境や状況に応じてやっていていただきたいなということ。

それともう1点は、入所されている方、要介護1以上で施設入所されている方は2008年末までに退所しなければならないと、その間は経過措置があるということにはなっておりますが、斑鳩町で該当する人がいるのかどうかということについても、きちんと調査をしていただきまして、やっぱり担当常任委員会の方に、いろいろな資料できるだけ出していただきたいと。

それと最後に、この398ページに、新たにその制度改正の中で始まりました包括的支援事業費、これ地域包括支援センターとして社協に委託して、1,500万円で委託

していると。委託したらそれでええというものではなくて、この事業責任は町ですので、斑鳩町の責任において、この事業することになっております。ですから、この内容について、1,500万円で委託はしているものの、じゃあこんな新たな制度なんだから、地域包括支援センターでどんな事業やっているのかということが、もう少し私たちにわかるように、ぜひとも資料なども出していただきたいなということを思っております。それはまた、今後、担当常任委員会の方でも申し上げていきたいとは思っておりますけれども、地域包括支援センターの運営についても、新たな事業ですので、ケアプラン、要支援1、2のケアプランの問題もございまして、それも含めまして、この地域包括支援センターが、今、国がかえてきた制度にのって、うまく機能できているのかどうかということの評価についても、尋ねておきたいと思っております。

西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、御質問いただきました地域包括支援センターの運営に関しましてでございます。このセンターにつきましては、そのどんな仕事をしているかということで、周知が足りないという御指摘でございますが、これにつきましては、地域包括センター、日々ビラ等もつくりまして、また窓口においても、そういう地域包括支援センターとはというビラも配布させていただいております。その中で、総合的な相談支援をつかさどる機関でございますので、窓口に来られたときは十分そういう説明をさせていただいて、できるだけ有効に利用していただきたいたいという形で考えております。

あと、地域包括センター、町から委託事業という形で包括センター、社協に委託しております。また、主体は、もちろん先ほど言われましたように斑鳩町ということで、十分その運営につきましても、関与しながら、十分やっていきたいと思っております。また、地域包括センター運営協議会もございまして、その中でも十分、事業、また事務等についても審議しながら進めてまいっております。ただ、委託料につきましては、1,500万円、また地域包括支援センターが介護プランを立てるときに、報酬等が発生します。当初、3,400件余りを予算のときに見込んでおりました。ですが、18年の実績では610件余という形で、その報酬が1,300万円が539万円という形でできております。合計2,039万円という形での包括支援センターの運営になっております。ただ、支出につきましては、包括支援センターで介護プランを立てられないもの、事業所に委託することができるようになっております。その委託料も発生しております。これは

587件を実際、各事業所に委託しております。その費用は228万7,800円という形になっております。そういう費用も発生しますが、先ほど言いました実質239万円の中で、現在収支につきましてもとんとんという形で終わったところでございます。

19年度につきましては、さらにそのプラン等も今現在ふえると言う形での予算組もしておりますし、委託料、また先ほど申しました人員の面でも、社会福祉協議会の方から、若干応援していただくと、プラン作成のときに応援していただくという形でも考えておりますので、今現在につきましては、順調にその運営というか、仕事をやっているところでございます。

○里川委員長 ちょうど制度が大きくかわったときの決算の審査ですので、私は担当がどのように、これ担当も国で制度変えられまして、町としては変わってきた制度そのとおり一定履行していかなければならないという苦しい点もあるということはおよくわかっておりますが、十分に制度が変わっても、利用をうまくできているのかどうか。そして問題点はないのかと、常にそういう姿勢を持っていただきまして、今後もこの事業にはあたって行っていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

ほかに、委員皆さんの方でございませんでしょうか。

吉野委員。

○吉野委員 つい最近、要介護から要支援に落とされたといひまして、私の家に電話かかってきて、それが業者なのか、本人なのかちょっとわからんですが、名前名乗ってくださいませんでしたので、何かやっぱりこの制度のあれによっていろいろ影響を受けておられる方がおられるんだろうと思っております。役場の方へ電話したら、県の方にいってくれいわれまして、また県の方へいったらまた役場の方へいってくれという話で、らちがあかないというようなことで、おこっておられましたんですけど、かなりこういう件もあるの、余りないようなことをおっしゃいますが、あるだろうと思っております。ひとつまたよろしく、これ取り組んでいただきたいと思っております。

○里川委員長 答弁はよろしいですか。

○吉野委員 はい、結構です。

○里川委員長 ほかに委員の方で何かございますでしょうか、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計に対する質疑を終

結いたします。

これをもって当委員会に付託されました議案の審査を終わります。

審査結果についての取りまとめをさせていただきますので、暫時休憩をいたします。

(午前 10時50分 休憩)

(午前 11時15分 再開)

○里川委員長 それでは時間がまいりましたので、再開をいたします。

では、ただいまより認定第2号より表決をしてまいりたいと思います。

まず、認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申出がありますので、これより討論を行います。

まず、本件を認定することに反対の方の意見を求めます。

西谷委員。

○西谷委員 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申します。まず一つは、ごみ行政であります。斑鳩町は、平成12年からごみの有料化をいたしました。その中で、ごみ処理費の一部に当てるんだということで、導入されたごみの有料化ではありますが、結果としては、ごみ袋の売上が3,600万円ということの中で、ごみ作成費とか委託料、もろもろの経費を引きますと結局は960万円ぐらいしか回せないということになりまして、そういう現状を見てみますと、私は常々ごみ行政というのは、町の指定の袋でするんやなくて、やっぱり住民皆さんのモラルの問題やと思いますし、そういうところへ私は費用を使うべきだと思いますし、実際には、水酸化アルミニウムが入った、他町村の倍以上のごみ袋の作成費であります。現実には、事業系のごみ、片方では同じ炉の中で水酸化アルミニウムが入った、ダイオキシンを吸着するそういう袋を使っているんだといいながら、片方では事業系のごみが黒い袋や、水色の袋と一緒に燃やされている現状を見ますと、なかなか町の言っている、ごみの内容については、なかなかされてないのではないかな。あるいはごみ分別につきましても、住民の方はされていますが、事業系のごみがそのように分別されていないという現状を見ますと、これはやはりこれを機会に見直すべきではないかというふうな思いをいたしました。

それと、公共事業に対する落札率の高さであります。私は、奈良市や生駒市のように入札制度を改革することによって、私は落札の率をもう少し下げることができるのでは

ないかなと思います。そういうことをすることによって、住民皆さんの税金が効率的に使われるではないかなというふうに考えてます。よって、今回の18年度の決算につきましては、以上のような立場から、反対をさせていただきたいと思います。

○里川委員長 次に、本件を認定することに賛成の方の意見を求めます。

紀委員。

○紀委員 ただいま反対の討論がありました。私は認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を申し上げます。

決算の審査に当たりまして、大局的な見地からその内容を審議するものであり、当該予算の執行によって、当初予期していた行政の効果が上げられなかったのか、また最少のコストで最大限の効果を発揮することができたかなどに着目し、審議を行ってまいりました。平成18年度における施策の成果は、町長の提案説明並びに本決算特別委員会での説明にもありましたが、当初の目的のとおり執行されたものと私は考えます。審議の過程において、各委員から厳しい指摘がされましたが、一部の取り組みについては、やや物足りなさを感じることもあったことは事実であります。しかしながら、相対的には、厳しい財政状況の中、住民の要求にこたえ、住民福祉の向上を図るため、真剣に諸施策の推進に取り組まれてこられたものと考えます。私たち自治体を取り巻く環境は、地方分権社会の推進、三位一体の改革など、大きなうねりの中で変化してきております。そして、地域における行政を自主的かつ総合的に担う自治体の機能は、ますます重要なものとなってきております。そうしたことから、社会経済の動向に則した、機能的で弾力的な地方行政の運営に引き続き努力され、特にその基盤となる財政運営には、細心の注意が払われることを強く期待し、私の賛成意見とさせていただきます。委員皆様の御賛同をよろしく申し上げます。

○里川委員長 本件につきましては、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

○里川委員長 賛成多数であります。

よって、認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として、認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りをいたします。

本件については、当委員会として、認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りをいたします。

本件については、当委員会として、認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申出がありますので、これより討論を行います。

まず、本件を認定することに反対の方の意見を求めます。

西谷委員。

○西谷委員 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

先ほどの一般会計にも言いましたように、まずは落札率の高さであります。公共下水道事業は、300億円以上の非常に大きな事業費を要する事業であります。その中で依然とした高い落札率が続いております。これはいかにも他の市町村の入札を改定された部分の市町村と比較すると、まだまだ高い水準であることは事実であります。この辺の改革がまず求められていると思いますし、住民から非常に不満のある加入負担金の制度であります。私は、たかだか7億7,000万円の一般財源分を住民に負担させるということなんですが、それはとりもなおさず落札率の下げることによって、当然賄える事業であります。私は、下水道事業そのものについては反対する立場ではありませんし、下水道はすることによって、大和川や竜田川の水質が向上することは事実であります。しかしながら、いかに住民の皆さんにこの下水道事業を認識し、理解してできるだけ多くつないでいただけるかということの中では、この二つというのは私はネックになるのではないかなと思います。よって、反対とさせていただきます。

○里川委員長 次に、本件を認定することに賛成の方の意見を求めます。

辻委員。

○辻委員 それでは認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。今言われた落札率につきましては、いろいろ一般質問等で副町長等答弁される中で、かなり努力されているということで、また生駒の方も反対された議員からも、資料をもらいながらきていますけれども、なかなかこれからの維持管理を、一般競争入札とかそういうことでしますと、維持管理がどの業者がしているかということ、これも維持管理が出てきます。その辺もかなりみながら、業者選定を将来的にやっぱり維持管理してくれる業者選定をお願いしたいと思います。

それと、加入負担金につきましては、先ほど、質問でも理事者が答えられましたように、これも当初から8万円、浄化槽の設置の負担金ということでされている中で、部長が答弁されましたように、いろいろな方法で検討する中で、町としては、当初16万円ということで、平成14年の5月に委員会に御相談、それ以前から負担金は御相談されていましたが、その当時、中川委員長がいろいろ精力的に御審議いただきまして、

それとまた委員会やなしに、全体協議会という中でも設けながら、いろいろな委員全員の皆さんの御意見を聞いたという中で、また県内の負担金の条件つきましても、その当時14年5月22日ですか、その同時に示されて、その当時は9市町村だったと思うんですけれども、今現在12と聞いていますけど、9市町村その当時、私記憶しているのが、町の負担金をあの当時は4億円というような、限度にしろということで財政計画の中でいろいろ御意見いただいた中で、当初16万円というていたやつを全体協議会でいろいろな議員さんを聞きながら、10万円という中で、一部、当初8万ということにもするという御意見もありましたけども、これ全体の委員さんの意見の中で10万ということでまとめられたという経緯があります。

それと使用料につきましても、反対されていませんけれども、使用料につきましても、その当時県下で樫原市と多分高取町と明日香村か、もう1町が120円というのをとられていたということで、資料は提示されております。この中で、斑鳩町として、原価が2,000円とか、1,200円とかかかる中で、それでこれからの財政いけるかという御質問もいろいろありながら、その当時、120円ということで決められた、隣人、隣の市町さんとかにつきましても、資料を見ますとかなり安い金額にされていますけれども、これもその当時、王寺町が一般会計から8億円負担してということで、かなり財政負担の中で、その辺の各町の財政負担等調査しながら検討された結果、今の現行になっていると。これも議員全員で承認されたということで認識しております。これを今、反対やからなしにするということになりますと、かなりトラブルになります。また、返還といわれていますけど、返還するとしても、どのような格好で、今、町として返還するということ、私も疑問に思っています。その当時、10万円払ったらもう家売ると、どこが出してだれに、権利は継承しますけれども、実際払ったのは前の人ということの中で難しい。隣の三郷町さんも、当初住んでいる方は10万。その後住まれた方は20万1,000円徴収されていますけど、これを10万円に戻そうやという運動の中で、それが難しいということで、今現在そのままになっております。それもかなり難しいことで、これから我々議員としては、一度議会の方でこういう条例等議決した場合は、それに対する説明責任ということがあろうかと、私は考えておるところでございます。

それとまた斑鳩町では、先ほど言いましたように、平成3年度から公共用水域の水質保全、生活環境の改善に向けまして、公共下水道に取り組んでこられた、平成17年3

月末に供用が開始されています。接続件数につきましても、伸びてきているということで報告を聞かせています。公共下水道整備につきましても、多額の費用と長い年月が要するものでありますが、平成18年度決算においても、必要な財源である国庫補助金も確保され、適正に執行されているところでございます。また、担当常任委員会についても、公共下水道の決算状況及び財政推計が示され、整備促進について、慎重に検討され、効率的な整備を目指されていくものと考えております。今後も貴重な財源であります国庫補助金の確保や、使用料収入の増加を図り、また住民に御理解いただき、接続率の向上を図れるようさらなる、先ほど私も要望させていただきます啓発につきましても、十分御認識をしながら、啓発に努めていただきたいと思いますということを要望しまして、私の賛成意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○里川委員長 本件については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。
本件を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

○里川委員長 賛成多数でございます。

よって、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として、認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、本日までの審査の結果報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らってまいります。

それでは、閉会に当たりまして、町長のごあいさつをお受けしたいと思います。

小城町長。

○小城町長 委員の皆様には、9月の10日、11日、13日と3日にわたりまして決算審査を行いました。特に今回の決算の皆様方の御意見等を見ますと、やはり人命の重さ、あるいはまたそういう消費相談等、そういう生活に密着したものがこの決算委員会に出てきたのではないかなど。あるいはまたそういう今の時世でございますから、経費節約、あるいはそういう儉約等について、いろいろな御議論いただきました。私はまさに今おっしゃるように、皆さん方の御意見等を踏まえて、20年度の予算に反映をしてみたい、そういう気持ちでおります。ただ何言いましても私は行政を携わるなかで、一番大事なことはやっぱり人命あるいはそういう人の関係ですね、やはりけがをしない安全対策というものを十分していくことが一番大事ではないかなど、お金等についてはいろいろと税金の問題ですから、その人の問題等については、いろいろな問題等議論をされます。しかし私はやっぱり有効に使っていることによって、また住民がそういうことに目を向けていただいて、そして新たな動きを示していく。特に私は、この斑鳩町にずっと住まいを置かせてさせていただいて、そしてまた町議会、町長をする中で、住民の意向というのは非常にやっぱりシビアなものであると思います。催しをしても、なかなか寄ってこない、そういう中で、やっぱりどういう形を展開していくのかということは、一番大きくかかわる問題、のべ人数にして町民体育大会で3,500人、4,000人という一つの大きなイベントはございますけれども、その意見を聞きますと、自治会連合会の自治会の皆さん方集まっていたら、説明会しますと、町長こんな町民体育大会人寄せするの大変やから、もうやめようやないかという議論は出てまいります。しかしやってみますと、どこからか皆さん方がこぞって集まっていたら、そしてやはりかなりの数の皆さん方が集まってくれるということがございます。種目によって、競技によっていろいろな問題があると思います。また、種目によってはけがが出るとか、800メートルリレーは魅力あるけれども、しかしそんなもの走るのは、何にもうちの自治会におられないということで再三議論はありますけれども、やっぱりそういう点につ

いては、議論はありますものの、やってみますと、やはりリレーについては関心が高く、応援される風景はやはり走っている方の姿勢、マナーというか、非常にはつらつとしておられますから人気あると思います。そういうことも踏まえて、いろいろと皆さん方の御意見も十二分に20年度の予算に反映をしていく努力をしてみたいと思います。

いろいろな議論はございます。しかし私はやっぱり皆さん方が町民が安心、安全でそしてまた、住民に説得ある、やっぱり理解、協力を求めていくことが一番大事や思うんです。やっぱりごみの問題にしても、あるいはこの下水道の問題にしても、住民がそうして、皆さん方がこうして議会で、あるいは町議会で決めていただいたら、やはり私たちはそういうことについて、こういうものについてはどうあるべきかということは議論ありますけれども、決まったことはやっぱり守っていくということで、議会においてはそういうことを守っていただいて、ごみの減量についても、あるいはまたごみの、私は何もごみの減量等を大きな問題よりも、結局焼却場の問題なんです。焼却場の三井、幸前、高安、あるいは高安西、睦の関係が、私は恐らくその場所で今度建てかえるときは恐らくできないだろうと、そしたら斑鳩町どこがせいといったらなかなかできない。そうしたら皆さん方おっしゃるように広域で配ってるやないかと。郡山市と生駒市でこの100トンのをつくれと、一向に手を出さないと。手をかけないというよりも、手をかけようとしたところで、結局、だれも手を挙げない、必ず生駒市が手を挙げて、郡山市が手を挙げているか、生駒郡が手を挙げているか、なかなかだれしもが自分のまちですから、候補地が決まらないもの、広域でやって果たしてそれが認められるものか、国がいうように補助金は減らしていくということですから、そういうことも考えますと、非常にごみの問題というのは、非常にシビアなもので、できる限りやっぱり我々としては、その地域の方々に、安心していただけるような衛生の設備を継続していく努力を、やっぱり延命していく努力をはかっていくことが一番大事になるかなと考えております。今後皆様の御意見等を十分に生かしてみたいと考えております。本日はどうも3日間、長い間御苦勞様でした。また里川委員長をはじめ、副委員長の辻委員等、いろいろ感謝申し上げます。閉会のあいさつにします。

○里川委員長 皆さんには3日間にわたり、熱心に審査を賜り、また委員会運営に御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。どうもお世話かけました。

(午前 11時41分 閉会)